

第 4 期特定健康診査等実施計画

(令和 6 年度～令和 11 年度)

愛知県農協健康保険組合

令和 6 年 4 月

令和 7 年 4 月 改定

1. 背景及び趣旨

平成 18 年度に医療制度改革関連法が成立し、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成 20 年 4 月から各保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

当組合では、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、特定健康診査等実施計画（第 1 期～第 3 期）を定め、平成 20 年度から事業を実施してきました。

第 3 期までの実績および評価を踏まえ、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間の第 4 期特定健康診査等実施計画を定めます。

2. 第 3 期計画期間の実施状況

（１） 特定健康診査

当組合では、被保険者は特定健康診査項目を含む事業者健診のデータ受領、契約機関で実施する人間ドック、被扶養者は J A あいち健診センターが事業所を巡回して行う巡回バス健診、他健康保険組合と共同で実施する共同巡回健診、契約機関で実施する人間ドック、集合契約、パート先等の事業者健診の結果収集を実施しています。

第 3 期特定健康診査等実施計画期間中の実施状況は下表のとおりです。総合健保の目標実施率 85%以上を達成しているものの、被扶養者は当組合の第 3 期特定健康診査等実施計画の目標実施率に達していません。

◆ 特定健康診査（被保険者）

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
実施者数	10,322	10,549	10,548	10,508	10,387	10,448
実施率	96.2%	98.3%	98.5%	98.6%	98.5%	98.3%

◆ 特定健康診査（被扶養者）

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	47.5%	48.5%	61.3%	61.3%	61.3%	61.3%
実施者数	2,138	1,852	1,736	1,849	1,782	1,702
実施率	61.3%	54.6%	53.0%	56.6%	56.4%	57.3%

◆ 特定健康診査（被保険者＋被扶養者）

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	85.0%	85.6%	89.3%	89.4%	89.5%	89.6%
実施者数	12,460	12,401	12,284	12,357	12,169	12,150
実施率	87.6%	87.9%	87.8%	88.8%	88.8%	89.4%

（２） 特定保健指導

当組合では、ＪＡ愛知厚生連事業所以外の被保険者は、当組合の保健師が特定保健指導を実施しています。ＪＡ愛知厚生連事業所の被保険者は事業主、被扶養者は外部機関に委託して実施しています。

第３期特定健康診査等実施計画期間中の実施状況は下表のとおりです。特定保健指導の実施率は、総合健保の目標実施率３０％以上を達成しているものの、当組合の第３期特定健康診査等実施計画の目標に達していません。

◆ 動機付け支援

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	31.0%	31.0%	44.4%	44.4%	44.4%	44.4%
実施者数	406	347	372	297	348	356
実施率	44.4%	35.3%	38.3%	35.3%	38.8%	39.1%

◆ 積極的支援

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	27.3%	29.1%	40.1%	40.1%	40.1%	40.1%
実施者数	393	238	327	328	306	287
実施率	40.1%	25.9%	34.7%	33.7%	34.7%	31.1%

◆ 動機付け支援＋積極的支援

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
目標実施率	29.0%	30.0%	42.2%	42.2%	42.2%	42.2%
実施者数	799	585	699	625	654	643
実施率	42.2%	30.8%	36.5%	34.5%	36.8%	35.0%

特定保健指導の実施区分別、被保険者・被扶養者別の実施率は下表のとおりです。自前実施の被保険者と被扶養者の実施率が 30%未満になることがありました。

◆実施区分別

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自前実施 被保険者(厚生連事業所以外)	36.1%	24.1%	32.8%	28.6%	28.8%	29.4%
事業主委託実施 被保険者(厚生連事業所)	61.7%	53.1%	48.0%	53.7%	58.2%	48.2%
外部業者委託実施 被扶養者	42.9%	24.1%	35.4%	25.8%	38.7%	44.4%

◆被保険者・被扶養者別実施率

年 度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
被保険者	42.1%	31.4%	36.6%	35.3%	36.6%	34.3%
被扶養者	42.9%	24.1%	35.4%	25.8%	38.7%	44.4%

3. 第 4 期計画期間の実施率の目標

第 3 期計画期間中に総合健保の目標実施率である、特定健康診査 85%以上、特定保健指導 30%以上を達成していますが、実施区分別、被保険者・被扶養者別では達成していない属性があります。第 4 期は、実施率が目標を達成しないことがある厚生連事業所以外被保険者の特定保健指導、被扶養者の特定健康診査、特定保健指導の実施率の向上に取り組み、それぞれ以下のとおり目標値を設定します。

(1) 特定健康診査の目標値

令和 11 年度の目標値を被保険者 98%、被扶養者 60%とし、令和 6 年度から令和 11 年度の目標値を以下のとおり設定します。

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
被保険者	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
被扶養者	56.3%	57.0%	57.7%	58.4%	59.1%	60.0%
被保険者＋被扶養者	89.5%	89.9%	90.2%	90.5%	90.8%	91.1%

(2) 特定保健指導の目標値

令和11年度の目標値を39.6%とし、令和6年度から令和11年度の目標値を以下のとおり設定します。

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
動機づけ支援	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
積極的支援	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%
動機づけ支援+ 積極的支援	39.2%	39.3%	39.3%	39.4%	39.5%	39.6%

4. 対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数

◆被保険者

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	11,110	11,100	11,090	11,080	11,069	11,059
目標実施率	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
目標実施者数	10,888	10,878	10,868	10,858	10,848	10,838

◆被扶養者

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	2,826	2,745	2,667	2,591	2,517	2,445
目標実施率	56.3%	57.0%	57.7%	58.4%	59.2%	60.0%
目標実施者数	1,591	1,565	1,539	1,513	1,490	1,467

◆被保険者＋被扶養者

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	13,936	13,845	13,756	13,670	13,586	13,504
目標実施率	89.5%	89.9%	90.2%	90.5%	90.8%	91.1%
目標実施者数	12,479	12,443	12,407	12,371	12,338	12,305

(2) 特定保健指導の対象者数

◆動機付け支援

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	955	955	955	956	956	957
目標実施率	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
目標実施者数	420	420	420	420	421	421

◆積極的支援

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	887	863	839	815	791	767
目標実施率	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%
目標実施者数	302	293	285	277	269	261

◆動機付け支援＋積極的支援

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
対象者	1,842	1,818	1,794	1,770	1,747	1,724
目標実施率	39.2%	39.3%	39.3%	39.4%	39.5%	39.6%
目標実施者数	722	714	706	697	690	682

5. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施区分別実施場所

① 特定健康診査

区分		実施場所
被保険者	事業者健診	各事業所（巡回バス健診）
	人間ドック	人間ドック契約機関の施設
被扶養者	巡回バス健診	各事業所
	人間ドック	契約機関の施設
	共同巡回健診	健診実施施設
	集合契約 A 及び B	集合契約施設

② 特定保健指導

区分		実施場所
被保険者	自前実施 被保険者（厚生連事業所以外）	各事業所、遠隔面接
	外部業者委託実施 被保険者（厚生連事業所以外）	各事業所、契約機関の施設、遠隔面接
	事業主委託実施 被保険者（厚生連事業所）	各事業所
	人間ドック受診当日実施	契約機関の施設（厚生連）
被扶養者	人間ドック受診当日実施	契約機関の施設
	共同巡回健診受診当日実施	健診実施施設
	外部業者委託実施	対象者宅、遠隔面接、契約機関の店舗
	集合契約 A 及び B	集合契約施設

（２） 実施項目

① 特定健康診査

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」に記載されている以下の健診項目を含むものとします。

◆ 基本的な項目

- ・ 質問項目（22 項目）
- ・ 身体計測
身長、体重、BMI、腹囲
- ・ 理学的所見（身体診察）
- ・ 血圧測定
- ・ 脂質検査
空腹時中性脂肪、やむを得ない場合には随時中性脂肪
HDL コレステロール
LDL コレステロール又は Non-HDL コレステロール
- ・ 肝機能検査
AST、ALT、 γ -GTP
- ・ 血糖検査
空腹時血糖または HbA1c 検査、やむを得ない場合には随時血糖
- ・ 尿検査
尿糖、尿蛋白

◆詳細な項目

- ・心電図検査
- ・眼底検査
- ・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）
- ・血清クレアチニン検査（e G F Rによる腎機能の評価を含む）

②特定保健指導

◆動機付け支援

特定健康診査の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食事習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画作成の日から3ヶ月経過後に行う評価）を行います。

◆積極的支援

特定健康診査の結果並びに喫煙習慣、運動習慣、食事習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び行動計画の進捗状況に関する評価、及び実績評価（行動計画作成の日から3ヶ月経過後に行う評価）を行います。

(3) 実施時期

特定健康診査、特定保健指導ともに通年実施とします。

(4) 外部委託の有無

①特定健康診査

◆個別契約

- ・人間ドック契約機関（特定健康診査実施項目を含む人間ドック）
- ・J A あいち健診センター（特定健康診査実施項目を含む巡回バス健診）
- ・㈱あまの創健（特定健康診査実施項目を含む共同巡回健診）

◆集合契約

- ・健康保険組合連合会と代表健診機関団体との集合契約（Aタイプ）
- ・都道府県代表保険者と都道府県の契約取り纏め団体との集合契約（Bタイプ）

②特定保健指導

◆個別契約

- ・J A 愛知厚生連の事業主（J A 愛知厚生連被保険者）
- ・J A 愛知厚生連各健診センター（被保険者（J A 愛知厚生連事業所を除く）の動機づけ支援：人間ドック当日初回面接）※令和6年度から
- ・J A 愛知厚生連渥美病院（J A 愛知みなみ被保険者）※令和7年度から
- ・人間ドック契約機関（被扶養者：人間ドック当日初回面接）
- ・㈱ホームナース（被保険者、被扶養者）
- ・㈱あまの創健（被扶養者）
- ・㈱スギ薬局（被扶養者）※令和6年度から

◆集合契約

- ・健康保険組合連合会と代表健診機関団体との集合契約（Aタイプ）
 - ・都道府県代表保険者と都道府県の契約取り纏め団体との集合契約（Bタイプ）

（５） 周知・案内方法

当組合のホームページに受診方法、パート先等の事業者健診の結果提出方法を掲載するとともに、機関誌にて周知を図ります。40歳以上の女性被扶養者には共同巡回健診、健診未受診の被扶養者には集合契約による健診、一部地域の健診未受診の女性被扶養者（任意継続被保険者を除く）には土日に実施する巡回バス健診の個別案内を送付します。

集合契約での受診を希望する申し出のあった被扶養者には、受診券を発行し送付します。

（６） 健診データ等の受領方法

事業者健診のデータは、健診実施機関であるＪＡあいち健診センターと事業主との協議調整により、ＪＡあいち健診センターから電子データを月単位で受領します。巡回バス健診、人間ドック及び共同巡回健診のデータは、実施機関から電子データを月単位で受領します。集合契約健診機関からは代行機関を通じ、電子データを受領します。

特定保健指導のデータは、委託機関が実施した結果を電子データで受領します。

被扶養者がパート先等の事業者健診を受診し、本人の申し出により健診結果を受領する場合は紙データで受領します。

（７） 特定保健指導対象者の選出（重点化）

当組合保健師が実施する特定保健指導は、第３期から対象としていた年齢（40歳、43歳、46歳、49歳、52歳、55歳、58歳、61歳、64歳、67歳、70歳、73歳 ※健診受診年度末年齢）を引き続き対象として実施します。また若年層への対策として、特定保健指導の階層化基準に該当する35歳を対象とした保健指導も、引き続き実施します。

事業主に委託しているＪＡ愛知厚生連事業所被保険者の特定保健指導とともに、若年層への対策として、35歳を対象とした特定保健指導と同等の保健指導も引き続き実施します。

第４期からは、ＪＡ愛知厚生連各健診センターで人間ドックを受診し、動機づけ支援に該当した被保険者（厚生連事業所を除く）に対し、特定保健指導を実施します。（人間ドック当日初回面接）

6. 個人情報の保護

当組合は、愛知県農協健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。当組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしません。

当組合のデータ管理責任者は、常務理事とします。またデータの利用者は当組合保健部職員に限ります。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記します。

7. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページに掲載し周知することとします。また、会議等を通じて周知を図ります。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

令和8年度中に、必要に応じて、令和9年度以降の実施計画の見直しを行います。

9. その他

当組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させることとします。